

「尋常簿記法」および『日用簿記法』と簿記教育

津村 怜花*

Analysis of the Western-style bookkeeping textbooks used by the Ministry of Finance in the Early Meiji Era

Reika Tsumura

要約

本研究は明治初期の簿記書を解読し、その教示内容と当該書が出版された背景を分析することで、明治初期に西洋簿記という新たな知識が導入された過程を解明しようと試みるものである。その中で実務に強く影響を与えたとされる銀行の簿記教育に焦点を当て、『銀行簿記精法』の削補・校正を担当した宇佐川が邦訳したHuttonの簿記書（『日用簿記法』とその邦訳原稿「尋常簿記法」）を取り上げ、『銀行簿記精法』との関係と共に教示内容の考察を進めた。その結果、当該簿記書は『銀行簿記精法』の教示内容を直接的に補完するものではなかったことが明らかとなった。ただし、銀行学伝習所では、応用簿記である『銀行簿記精法』を学ぶ前に当該簿記書を学習していたと推察されるため、初学者に西洋簿記の知識を教授する点では、一定の役割を果たしていたものと結論付けられる。

キーワード：『日用簿記法』、「尋常簿記法」、Huttonの簿記書、『銀行簿記精法』、簿記教育

(Abstract)

The aim of this research was to reveal the introduction of Western style bookkeeping (double-entry bookkeeping) into the Ministry of Finance in the early Meiji Era, by analyzing and comparing these textbooks (*Nichiyo-Boki-Ho (A Method on Bookkeeping)*), the manuscript *Jinjyo-Boki-Ho*, the original (Hutton's textbook of bookkeeping), and the first Western style bookkeeping textbook published by the Ministry of Finance *Ginko-Boki-Seiho (A Detailed Treatise on Bank Bookkeeping)*), and going over the context of these texts published.

As a result of this analysis, it was deemed that *Nichiyo-Boki-Ho* and *Jinjyo-Boki-Ho* didn't supplement some obscure explanations in *Ginko-Boki-Seiho*. But, these textbooks fulfilled a definite role of introducing the basic concepts of double-entry bookkeeping.

* 提出年月日2012年11月30日、高松大学経営学部講師

According to the educational institution of the Ministry of Finance timetable, students learned the basic bookkeeping by using these texts before they studied the applied concepts of bank bookkeeping, using *Ginko-Boki-Seiho*. Therefore, it was conjectured that students could more easily understand the bank bookkeeping, which is one of the main courses in the school.

Key Words: *Nichiyō-Boki-Ho*, *Jinjyō-Boki-Ho*, Hutton's Book-keeping, *Ginko-Boki-Seiho*, Bookkeeping education

はじめに

わが国最初の複式簿記書は、『銀行簿記精法』である。この『銀行簿記精法』は、大蔵省の官吏や国立銀行の者に銀行業務を教えるために設立された銀行学局（1874-1876）の教科書として用いられた。銀行学局は1876（明治8）年に閉鎖したが、一般からの要望があり銀行学伝習所（1877-1879）が設けられた。そこでの教科書として、「尋常簿記法」および『日用簿記法』が用いられていたと考えられる。

この「尋常簿記法」および『日用簿記法』の邦訳者は、『銀行簿記精法』の削補・構成を担当した宇佐川秀次郎である。また、当該書は「英人査列斯^{チャーレス・ハットン}発動氏著「プラクティカル、アリスソテイク、エンド、ブックキーピング」（日用算法及簿記法ノ義）ト題セル書中ヨリ抄訳スルモノナリ¹」とあることから、Huttonの簿記書の教示内容のうち、宇佐川が銀行員らに必要と考える内容を取捨選択しながら訳したものと推察される。当時の国立銀行の設立・運営にかかわる簿記教育を考察する上で、当該簿記書の考察は不可欠であるといえる。

また、西川 [1982] によると、Huttonの簿記書の邦訳書は宇佐川によるもの以外にも存在しているという。一つは、1878（明治11）年2月に出版された吉田健吾訳『商家必用記簿初歩 単式』である。今一つは、1878（明治11）年12月に出版された城谷謙訳『小学記簿法独学』であり、訳語など宇佐川に倣ったものが多いとされている²。しかし、これまで西川 [1982] に続く当該簿記書の考察はみられない。後の簿記書に影響を与えるほど、「尋常簿記法」および『日用簿記法』が普及していたのであれば、その教示内容の特徴を詳細に考察する必要がある。

そのためには、まず、当時の大蔵省の動向および銀行学伝習所設立の過程などを明らかにする必要がある。そして、原著となったHuttonの簿記書と「尋常簿記法」および『日用簿記法』の比較考察を行うことで、宇佐川が取捨選択した教示内容を明確にすることが

できる。これにより、宇佐川の邦訳上の意図や工夫を見出すことが可能となるのではなかろうか。

したがって、第1章では、明治初期の国立銀行の設立にはじまるわが国の簿記史をまとめ、「尋常簿記法」および『日用簿記法』が抄訳された当時の日本の状況、邦訳の意図などを紐解く。続く第2章では、原著であるHuttonの簿記書の出版の背景やイギリス簿記書史における位置付け等をまとめることとする。そして第3章では、Huttonの簿記書と「尋常簿記法」および『日用簿記法』との比較考察等を行い、邦訳上の加筆・削除箇所等から邦訳の意図を考察する。最後に第4章では、『銀行簿記精法』等との比較考察を行うことで、当該簿記書が果たした役割を明らかにしたい。

1. 明治初期の簿記史

本章では、まず研究の対象としている「尋常簿記法」および『日用簿記法』が出版された背景を明らかにする。これは、「尋常簿記法」および『日用簿記法』が教科書として用いられていたと考えられる教育機関を特定し、邦訳者のバックグラウンドを把握することが、当該簿記書を読み解くうえで重要な事項となってくると考えているからである。このため、教育機関および法役者とかかわりの深い第一国立銀行の設立時から史的背景の整理を試みることにする。

1.1 「尋常簿記法」および『日用簿記法』の出版の背景

わが国で国立銀行という、西洋に倣った株式会社制度に基づく金融機関が誕生したのは、1873（明治6）年7月に営業を開始した第一国立銀行に遡る。この国立銀行設立に際して、明治政府は1870（明治3）年より準備を始めていた³。翌年にはアメリカの国法銀行条例（National Bank Acts）に倣い、日本の銀行制度を制定することが決定されたようである。そして、1872（明治5）年8月5日には太政官の許可を得て、同年11月15日に第三百四十九号の布告により、国立銀行条例および国立銀行成規の趣旨が明らかにされた⁴。

大蔵省内では、1871（明治4）年7月より紙幣司が設けられたが、翌月には名称が紙幣寮に改められた⁵。初代紙幣頭^{シヘイノカミ}⁶には渋沢栄一が任命された。渋沢は当時の大蔵大輔^{オオクラノタイフ}であった井上馨等と共に、江戸時代より両替商として重要な地位を占めていた三井組や小野組等の富商に対して、近代的な銀行の設立を勧奨した。この結果、1872（明治5）年には三井家の子弟や手代等がアメリカへ銀行業見学のため留学している。このような準備に基づ

き、三井組と小野組は連盟で銀行創立願書を大蔵省紙幣寮へ提出し、同年8月6日、特命により三井小野組銀行が為替座⁷内に設立されることとなった。当該銀行では、大蔵省正金兌換証券の発行や開拓使正金兌換証券の発行が行われた。この運営にあたり、明治政府より三井組に下付された土地（現在の兜町）に、三井組が建てた5階建ての西洋館が用いられた⁸。

そして、1872（明治5）年11月15日に国立銀行条例が公布されてまもなく、「第一国立銀行株主募方布告」が頒布された⁹。この布告には、第一国立銀行は本店を東京に置き、横浜、大阪、神戸に支店を置くこと、預金業務、貸付業務、為替業務等を行うことが明記されている。これにより、資本金300万円のうち三井組・小野組が200万円を出資し、残りの100万円の募集を行った。しかし、当時は株式会社や銀行に関する知識が浸透していなかったため、募集の4割程度の出資しか集まらなかったが、1873（明治6）年5月に第一国立銀行を創立し、同年7月には開業差免状が下付され、8月より開業された¹⁰。

前述のとおり、第一国立銀行の主な出資者は三井組と小野組であり、両組関係者が当該銀行の重役に選任された。ここで懸念されることは、これらの重役間で協調を欠くこと、それぞれが自家の利益を図ろうとすることである。当時、明治政府は「富国強兵」や「殖産興業」を目指していた。実現するには金融を円滑にする貨幣の流通が重要であり、これを担うのが国立銀行であった。このため、国立銀行が失敗に終わらないためにも両組の調整役として、渋沢が第一国立銀行の総監役¹¹に就任することとなった¹²。

実際の第一国立銀行の業務は、国立銀行券の発券業務と預貯金などの銀行業務の二つである。明治政府が大量に発行した不換紙幣の回収を兼ねた国立銀行券の発券も、金融を融通する銀行業務もどちらも重要な業務とみなされていた。しかし、創業当時の日本では、いまだ銀行に対する認知度は低く、もっぱら三井組や小野組に対する貸付があるのみで、商業界との結びつきは薄かったとされる。また、三井組は子弟や手代をアメリカに銀行見学のために留学させる¹³などしていたが、第一国立銀行の運営に当たっては人事機構が確立せず、業務の運営に混乱を招くこともあったとされる。早急に、銀行業務を整備・充実させることが求められていた¹⁴。

このような状況下において、大蔵省では1874（明治7）年4月に銀行学局を設置し、銀行業に関する基本知識の教授を行った。教科書として用いられたのが『銀行簿記精法』である。この著者は、紙幣頭書記官として雇われたイギリスの銀行家、A. A. Shandであり、1873（明治6）年8月に脱稿し、同年12月に刊行された。刊行までの間、第一国立銀行の

行員に伝習させ、その実用性を試したとされる。これにより、『銀行簿記精法』による簿記技術は便利なものと認められ、これを実務に採用することとなった¹⁵。以上の史実を踏まえ、次節では簿記教育の状況の整理を試みることにする。

1.2 銀行における簿記教育

大蔵省にShandを雇い入れることは、1872（明治5）年7月初めまでには決まっていたとみられる。これは、1872（明治5）年7月5日付で、当時の紙幣頭であった芳川が太政官にShandの雇い入れに対するお伺いの文言に基づく見解による。そして、同年10月1日から1875（明治8）年9月30日までの3年間、Shandを「紙幣頭付属書記官」として雇い入れることが決定した。Shandに課せられた役割は、「首トシテ西洋簿記ノ法ヲ選定セシメ以テ之ヲ当該官吏及第一国立銀行員等ニ習得セシメ¹⁶」ることであった。まず取り組んだ業務が『銀行簿記精法』に代表される、銀行業務およびその簿記・会計の手法の解説である¹⁷。これは多くの先行研究の指摘通り、『銀行簿記精法』に基づく簿記技術は第一国立銀行等の実務で用いられ、後世に影響を与えている。

また、Shandは当該書が刊行される前から大蔵省の官吏や第一国立銀行の行員に銀行簿記を教えていたとされる。土屋 [1969] によると、『明治財政史』の第13巻にShandが大蔵省官吏や第一国立銀行行員などに簿記を教授した説明として「第一国立銀行等へ夫々傳授為致候」とあることから銀行学局設立以前のものと判断できること、また第一国立銀行設立以前からShandに銀行簿記を学んだといった記録がみられることから、確かなことと考えられている¹⁸。

Shandは上記の通り西洋簿記の教育を行っていたが、雇用期間中に健康を害し、休職することとなった。そして、1873（明治6）年10月に帰国し、翌年10月に再度、来日している¹⁹。このShandが不在の間にあたる1874（明治7）年4月に、紙幣寮銀行課内には銀行学局が開かれ、簿記や経済学など銀行運営上必須の科目を学ぶ場所が設けられた。ここでは、紙幣頭に選ばれた10名の学員が洋書から各国銀行の条例や銀行運営を研究することが求められた²⁰。

銀行学局は予科と下等本科、上等本科とに分けられていた。まず、予科では洋書により「経済学大意」と訳書により「銀行条例」、「簿記精法記入」、「算術」を学ぶ。本科ではすべて洋書が用いられることとなっていた。その中でも、下等本科では、「銀行書」、「翻譯」、「簿記法」、「算術」が、上等本科では「銀行史」、「銀行条例」、「商法学」がそれぞれ

れ教科として挙げられている²¹。この学科内容から、Shandの講述による『銀行簿記精法』は予科で用いられていたものと考えられる。また、この度研究対象とするHuttonの簿記書は下等本科で用いられた洋書の一つであった可能性もあるだろう。

また、1875（明治8）年に入り、銀行学局の授業が整備された後には組織が拡大された。銀行学局の官吏の他、国立銀行やその他から自費通学生徒を募集することとなった。募集対象は17歳から25歳以下の者で、試験により学生を選抜することが告知された。これにより、多くの学生が銀行学局に通い、盛況を呈したとされる²²。以上のことから、少なからず『銀行簿記精法』に基づく銀行簿記の技術は多数の大蔵省官吏や銀行関係者が学んだものと推察される。そして、第一国立銀行をはじめとする多くの銀行で『銀行簿記精法』に基づく西洋簿記による実務が実践されたものと考えられる。

この他、銀行学局の内規として、当時の紙幣頭得能良介による序文には「国立銀行ノ営業如比ニシテ止ムナクハ則學員ノ才識アルモノヲ選抜シ之ヲ外国ニ派遣シ益々其奥義ヲ極メ²³」ることが明言されている。実際に、銀行学局や大蔵省からの派遣ではないものの、1874（明治7）年4月より3年間、第一国立銀行の行員である種田誠一²⁴は当行の資金により米国に3年間の留学し、銀行業に関する諸般の事項を調査研究したとされる²⁵。

盛況であったとされる銀行学局であるが、1876（明治9）年7月には廃止された。これは、1877（明治10）年1月より紙幣寮が廃止され、銀行課が大蔵省内に移管されたことに起因する。翌月より銀行学局と同様に簿記をはじめとする銀行業務を教授する機関として銀行学伝習所が開設された。この銀行学伝習所では、1879（明治12）年6月末に閉鎖するまでの間に約340人が学んだ。ここで学んだ学生の多くは、その知識を各府県の官吏や各銀行員に教授したとされる。結果、銀行学伝習所はその役割を果たしたとされ、閉鎖されるに至った²⁶。

確かに、この銀行学伝習所では銀行学局以上に多くの学生を募っていた。学生の募集年齢も17歳から35歳以下と幅も広がり、1回に募集された人数も45名程度と多かった。これは、自費通学生を募っていた他、原著による講習に代わり、邦訳書を用いた講義が行われていた²⁷ことが原因と考えられる。学習内容としては、第一則（半年間）では「洋算」や「加減乗除」などの算術、「銀行条例」や「銀行学大意」などの他、「尋常簿記法」が学科として挙げられている。第二則（半年間）では「銀行実験論²⁸」、「銀行簿記法」、「洋算（分数比例平均法等）」、「貸借必携ノ類」、「諸証書ノ文按」が、第三則（半年間）は「銀行事務実際ノ手順」、「銀行論ノ口授」が挙げられている²⁹。

1.3 「尋常簿記法」および『日用簿記法』の邦訳・出版

1.3.1 邦訳者

次に、「尋常簿記法」および『日用簿記法』の邦訳者について詳しく考察することとする。Huttonの簿記書を邦訳した宇佐川秀次郎(1849-1881)は、長州藩の出身で、1868(明治元)年に上京した。1870(明治3)年に慶應義塾に塾生として入社し、1872(明治5)年には紙幣寮に入ったとされる。ここでは『銀行簿記精法』の作成に際して、削補・校正を担当している。その後、1874(明治7)年には紙幣寮内に設置された銀行学局で簿記担当の教員となり、翌年には銀行学局長となった。1886(明治9)年には銀行学局が、翌年には紙幣寮が閉鎖された³⁰。これにより、銀行学局の邦訳業務と学生を引きついだ翻訳掛においては、銀行書等の邦訳業務と、学生に簿記を教授することが宇佐川に課せられていた³¹。

その後、1877(明治10)年には銀行学局の後身として、大蔵省内に設けられた銀行学伝習所で宇佐川は教師となり、1878(明治11)年11月には学頭となった。しかし、その翌年に銀行学伝習所は閉鎖され、宇佐川自身も体調を理由に退職したとされる³²。

宇佐川に関しての先行研究での言及は上記に留まるが、『銀行簿記精法』というわが国最初の複式簿記による西洋簿記書の編集に携わる他、「尋常簿記法」および『日用簿記法』の邦訳を手掛けていた。この他にも、銀行学伝習所で使われていたと考えられる『銀行実験論』の一部の邦訳も行っている。このことから、わが国に西洋簿記の知識を普及させる上で重要な役割を担った人物であることが指摘できる。そして、『銀行簿記精法』や国立銀行での業務とこの「尋常簿記法」および『日用簿記法』、『銀行実験論』とに共通項が見出せる可能性が考えられるのである。

1.3.2 「尋常簿記法」と『日用簿記法』の関係

先に考察した銀行学伝習所の学科から、第一則の「尋常簿記法」はHuttonの簿記書を大蔵省の官吏である宇佐川が邦訳したものであり、この度の検討課題に挙げている「尋常簿記法」を指すものと考えられる。西川[1982]によると、「尋常簿記法」という名称はHuttonの簿記書の邦訳原稿のものであり、後に『日用簿記法』として出版されている。これは「尋常簿記法」が美濃版の10行罫紙が使われており、この用紙の欄外には証券界紙と刷られているものの上から大蔵省と訂正されていること、毛筆で書かれていること、序文や目次等がないことが挙げられている。一方で、刊本である『日用簿記法』は仮洋とじ本で、紙幣局長得能良介(1825-1883)による序文や目次が付けられている。また、語句・

用語などが修正されているとされる³³。

「尋常簿記法」の邦訳・出版に当たり、1875（明治8）年10月13日に訳書出版伺書が出されている。その伺書中には、「学局ニオイテ翻訳致候書類等」という文言がみられる³⁴。「学局」とあることから、また日付が1875（明治8）年であることから、当該簿記書の邦訳が銀行学局で行われていたこと、当初の書名が「尋常簿記法」であったことが明らかである。つまり、銀行学局の下等本科の、「翻譯」や「簿記法」の授業等でHuttonの簿記書が使用されていた、あるいは邦訳が進められていたか、当時、銀行課翻訳掛であった宇佐川が邦訳を進めていた可能性が指摘できるのである。

そして、実際に出版されたのは『日用簿記法』という名称であるが、その出版年は明らかではない。しかし、「例言」の日付が1877（明治10）年10月であり、序文の日付が1878（明治11）年1月とあることから、少なからず出版は1878（明治11）年1月以降と考えられる。このため、本稿では便宜上、『日用簿記法』の刊行年は1878（明治11）年として取り扱うこととする。これは、邦訳書の出版伺書を出してから3年後ということになる。また、先に考察した通り、銀行学伝習所は1877（明治10）年に設立されており、最初の半年間に学ぶ第一則の科目に「尋常簿記法」があることから、少なくとも「尋常簿記法」はこの授業で用いられていた教科書ないし教授資料であった可能性は指摘できる。したがって、「尋常簿記法」が『日用簿記法』刊行以前に執筆されていたものであり、これに修正を加えて『日用簿記法』が作られたといえる。

このように『日用簿記法』は書籍の名称が変更され、同時期に出版伺書が出された『銀行実験論』が1876（明治9）年に出版されているのに比べ出版に至るまで時間がかかっている。この理由について、西川〔1982〕では紙幣寮の施策の重点が銀行業関係からしだいに紙幣印刷に移り変わり、1877（明治10）年1月の各省制度改革の際に作業庁に改組されると共に名称も紙幣局と変更され、翌年12月には今日の印刷局に改組されるという変更があったことを挙げている。また、この間に当該簿記書を監修した得能は紙幣頭から紙幣局長へ、校閲した須藤時一郎は紙幣助であったが刊行時には退官しており、邦訳した宇佐川も紙幣大属からその職を離れていたとされる³⁵。この他、学習機関も1876-1877（明治9-10）年を境に銀行学局から銀行学伝習所へと移り変わっている。組織の変革や人事異動等により、出版が遅れたと考えるのが当然といえる状況だろう。

2. Huttonの簿記書の考察

本章では、「尋常簿記法」および『日用簿記法』の原著とされるHuttonの簿記書を取り上げる。このHuttonの簿記書は初版出版以降も多くの編集が加えられ、多数の版が出版されている簿記書である。まず、原著と邦訳書との比較考察に先立ち、原著の版を特定すると共に、Huttonの簿記書における先行研究のレビューを行うこととする。

2.1 原著となったHuttonの簿記書

『日用簿記法』は銀行学伝習所の教科書として、宇佐川秀次郎が邦訳したものである。当時、紙幣局長であった得能良介が序文を担当し、「英人チャーレス・ハットン査列斯発動氏著「プラクティカル、アリスソテイク、エンド、ブックキーピング」(日用算法及簿記法ノ義)ト題セル書中ヨリ抄訳スルモノナリ³⁶」と記している。この内容から、『日用簿記法』の原著はHuttonが執筆した簿記書*Practical Arithmetic and Book-keeping*を指すものと考えられる。しかし、ここで問題となるのが、当該簿記書は多数の版を重ねていること、それには多数の執筆者によって加筆修正が加えられた版も存在することである。いずれの版が当該『日用簿記法』の原著といえるのだろうか。以下、邦訳者である宇佐川の経歴や、公文書館の所蔵印等から原著となったHuttonの簿記書を特定する。

現在、Huttonの簿記書*Practical Arithmetic and Book-keeping*を所蔵する日本国内の図書館は少ない。このような中、国立公文書館には23冊も所蔵されている。これらは、以前大蔵省が所蔵していたものである。いずれも出版年は明記されていないものであるが、James Trotterにより改訂が加えられた版である。この中には、大蔵省の「翻訳局」や「銀行学局」、「紙幣寮官籍」といった蔵書印が押されている点に注目したい³⁷。これらの蔵書印は次頁の写真の通りである。

まず、紙幣寮は1871(明治4)年7月に大蔵省置かれた紙幣司が同年8月に名前を改め紙幣寮としたものである。主な職務は、紙幣・公債証書等に関する事務、政府の指示に従い紙幣・公債証書等の発行・管理、証券等を発行する会社の検査、紙幣・公債証書等に関する一切の簿記や計算処理を明確にすること等が挙げられる³⁸。このため、国立銀行設立に当たり、銀行家であるShandを紙幣頭の書記官として雇い入れ、銀行の簿記処理等を解説した『銀行簿記精法』の邦訳や校正等の業務を紙幣寮に所属する官吏らが行った。

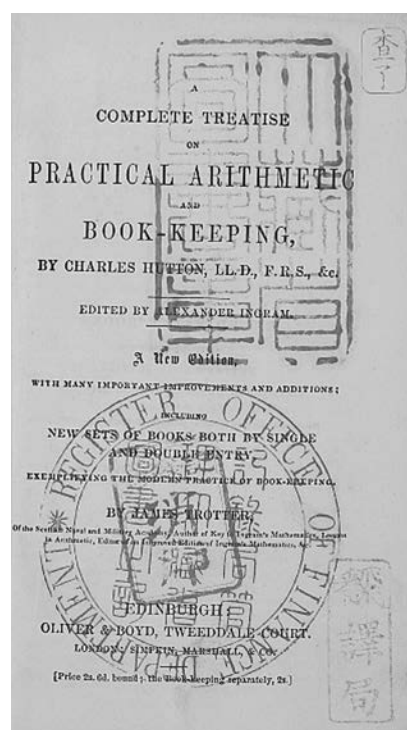
次に、銀行学局は銀行業育成政策の一環として、銀行業務に関わる諸条例や簿記の方法を調査し、洋書の邦訳を行う機関として、1873(明治7)年4月に紙幣寮銀行課の一部局

として設立された。これは日本で最も早い西洋簿記教育機関とされる。学生は経済学や銀行条例、銀行簿記、算術などを学ぶとともに、有給であることから関連する洋書の翻訳業務が課されていた。後に自費通学生の受け入れも始めるが、銀行学局が置かれた大蔵省の紙幣寮銀行課の業務が銀行業関係から次第に紙幣印刷に移り変わり、1877（明治10）年には作業庁に改組されるとともに名称が紙幣局に代わり、翌年には印刷局に改められた。このような変更に伴い、1876（明治9）年に銀行学局は廃止された³⁹。

【Huttonの簿記書の表紙と蔵書印】



（所蔵：国立公文書館 E12660）



（所蔵：国立公文書館 E12652）

この銀行学局と事実上のつながりがあり、前身ともいえるのが1872（明治5）年6月に大蔵省に設置された翻訳局である。翻訳局の主な業務は、欧米制度にならい事務の推進を図っていた明治政府に対して、銀行業務に関する洋書の邦訳業務と学生の育成であった。しかし、局長をはじめとした官吏は語学者達であるものの、欧米の事務に精通している者ではなかったこと、また政府内にこの業務にあたるため欧米より教師を雇う構想が固まったため、わずか2年で廃止されることとなった⁴⁰。

この翻訳局と銀行学局はつながりとしては、以下の3点が挙げられている。まず1点目は、翻訳局における学生養成の制度、つまり学生を有給とし、教科書の貸与、寄宿舎の用意、卒業後は官員登用していた。この制度は、そのまま銀行学局の学生養成制度として継承されている。2点目は、翻訳局の所蔵本はいったん記録寮へ移管された後、その多くは銀行学局の蔵書となったことである。3点目は、翻訳局に所属した者から銀行学局の教師になった者がいるということである。翻訳局の学生から後に銀行学局で経済書担当の教員になった三輪信次郎によると、銀行学局長を務めた日下義雄、簿記担当の宇佐川秀次郎、数学担当の生島準、事務担当の遠藤敬止の5名が相当するとのことである⁴¹。

以上のことから、これらの蔵書印は、邦訳者である宇佐川と直接関係のある部局のものであることが分かる。したがって、公文書館に所蔵されている、「翻訳局」、「銀行学局」、「紙幣寮」という3つの蔵書印が押されているHuttonの簿記書が「尋常簿記法」および『日用簿記法』の原著であると考えられる。この3つの印がおされている9冊はいずれもTrotterにより改訂された、出版年が明記されていない版である。このため、本稿においては、この版を用いてHuttonの簿記書の考察を行うこととする。

2.2 イギリス簿記書史

次に、Huttonの簿記書が出版されていた当時のイギリスの時代背景、そして簿記書史の整理を試みることにする。ただし、Huttonの簿記書の初版が出版された年は不明であるが⁴²、Yamey, *et al.* [1963] によると、第7版が1785年に出版されていたこととなっており、その後1804年にはInglamによる改訂版が、1840年にはTrotterによる改訂版が出され、最終的にはOliver and Boyd社により1863年まで出版が続いたことが記されている⁴³。また、一番早い出版年としては、Eldridge [1954] に記載のある1764年版である⁴⁴。以上のことから、少なからずHuttonの簿記書が出版されていた18世紀中葉から19世紀中葉にかけてのイギリス簿記書史の概観をまとめることにする。

2.2.1 18-19世紀中葉のイギリス簿記書史

イギリスで現存する簿記書のうち最初にイギリス人による簿記書が出版されたのは、1553年のPeeleの簿記書に遡る⁴⁵。当該簿記書はイタリア簿記の伝統を忠実に継承しており、以来、イギリス簿記書も同様にイタリア簿記に倣ったものであったとされる。その中で、1635年に出版されたDafforneの簿記書 (*The Merchants Mirrour*) は、イギリスにお

いて一つの頂点に達したと評価される簿記書である⁴⁶。

このように伝統的なイタリア簿記を継承してきたイギリス簿記書であるが、産業革命をその時代背景として18世紀の前半と後半では大きな変革がみられる。まず、18世紀前半は、「スコットランドの優越」とよばれ、主にスコットランドの教師により、伝統的なイタリア簿記を継承した簿記書が執筆された。その特徴としては、伝統的なイタリア簿記を継承した単一仕訳帳制の採用である。なかでもMairの簿記書 (*Book-keeping Methodiz'd*) はスコットランドで代表的な簿記書であり、教科書としての完成品と評価され、版を重ねた簿記書であったとされる⁴⁷。

このMairの簿記書が教科書としての完成品と評価されているのは、従来の個別的仕訳規則や記帳例示の機械的な暗唱や暗記に依存した簿記書および簿記教育や抽象的な理論を展開した簿記書を批判し、理論的であっても仕訳帳アプローチにより理解しやすい解説により整理・体系化した点にある⁴⁸。また、この仕訳帳の貸借分類に関して、従来の擬人的な説明に加え、借方と貸方は相互に対立するものではなく一方は他方の根拠条件ないし原因になると解説している。この考えに基づき六つの仕訳規則 (Rules relating to Debtor and Creditor) を提示することで、従来の暗唱や暗記に頼った教科書とは異なる教示となっている⁴⁹。

しかし、産業革命による経済環境などの変化に伴う事業の複雑化を背景として、教科書としての簿記書では実務には十分に対応できないという問題点が明らかとなる⁵⁰。このような中、18世紀後半には、新たな簿記書として商人の実務に即した簿記書が登場する。これらは、生産・製造の規模が拡大した状況にあわせ複合仕訳帳制 (分割仕訳帳制) を採用している点が特徴とされる。久野 [1979] によると、1788年に出版されたHamiltonの簿記書 (*An Introduction to Merchandise*) では現金仕訳帳と普通仕訳帳との二つに仕訳帳が分化され、1789年に出版されたBoothの簿記書 (*A Complete System of Book-keeping*) では月次総合仕訳 (monthly journalization) に結びついた複合仕訳帳制として完成がみられるという⁵¹。

具体的に、当時を代表するBoothの簿記書と教科書としてのMairの簿記書との大きな違いは3点あるとされる。一つ目は先にも挙げたように、単一の日記帳を廃止し、各種補助簿に原初記録を行い、それを月次にまとめて総括仕訳をし、元帳に転記するという複合仕訳帳制を採用した点である。二つ目は個別的商品勘定を廃して、一つの商品勘定にまとめた点である。三つ目は従来の年に一度の帳簿の締切を、誤りを防ぐため年に二度行うよう

推奨している点である。これらは大規模商店経営の会計実務に照応する実用的な内容であり、Boothの簿記書は従来の教科書的簿記書と比して実践的解説書と位置付けられる⁵²。

そして19世紀に入ると、Kellyの簿記書 (*The Elements of Book-keeping*, 1801) により、伝統的なイタリア簿記に沿い理論的な展開を見せた教科書としての簿記書と実務に倣った簿記書の系統は総合される。そして、Cronhelmの簿記書 (*Double Entry by Single*, 1818) やCoryの簿記書 (*A Practical Treatise on Accounts*, 1839) などにより、簿記書はより一層高いレベルに引き上げられることとなる⁵³。

これらの19世紀中葉までの簿記書の中で、本稿の主題でもあるHuttonの簿記書と関係が深いCronhelmの簿記書について取り上げることにする。Cronhelmの簿記書は、Boothによって説かれた複合仕訳帳制を中核とした実践的簿記書としての性格を有するとともに、複式簿記の理論的指導の面においても新たなアプローチを提唱した簿記書とされる。つまり、複式簿記の目的を資本主に対する財産の管理・報告の手段と定義し、全体はその部分の総和に等しいという根本的な公理により貸借が均衡するという「均衡の原理」を説いている。そして、この原理に基づき導き出される等式が、資本等式であり、資本とその構成部分を相対立させた資本主理論ないし物的に勘定系統説といった新たな勘定体系を提示した。このような近代的なアプローチをとることで、企業会計の理論としての簿記理論が登場することとなった⁵⁴。

2.2.2 Huttonの簿記書の評価

Hutton (1737-1823) は炭鉱夫の子として生まれるも18歳で数学教師となり、後にWoolwichにある陸軍大学 (Royal Military Academy) の教授を務めた。数学者としての評価も高く当該考察の対象であるHuttonの簿記書の他、『数学講義』 (*A Course of Mathematics*) という数学書も明治3年に邦訳されている。また、エディンバラ大学では法律の学位を受けるなど、多面的な才能に優れた学者であったとされる⁵⁵。

Huttonの簿記書の評価は様々である。Littleton [1988] は本来の簿記学者ではないものの1800年までに簿記書を書いた人のうち特記しておくべき人物として、Stevin (1548-1620)、Hamilton (1743-1829) と共にHuttonの名前を挙げている⁵⁶。実際に、Huttonの簿記書は初版の出版年は不明なもの、確認できる中では一番早い出版から数えて約1世紀もの間、版を重ね出版されていた⁵⁷ことから広く読まれた簿記書である。このため、Huttonが評価されるに値する簿記書の執筆者であったことがわかる。このよう

に版を重ねたことに対して、久野 [1979] は、当時のイギリスにはテキストとしての簿記書は少なく、質・量ともに学校向けの初歩の教材として使いやすかったためであろうと分析している⁵⁸。また、鈴木 [1986] は、当該簿記書は産業革命期の生産技術と社会制度への変革を背景に高まった民衆の教育への希求に適合した、実用向きの簿記書であったと説明している⁵⁹。

しかし、その簿記書の教示内容に関しては、評価が低いといわざるを得ない。例えば、Murray [1930] はHuttonの簿記書はわかりやすく説明されているものの、イタリア式簿記 (Italian Method) により単式簿記の原則を説明したもので、新しい内容が言及されたものではないとしている⁶⁰。また、久野 [1979] では、Huttonの簿記書を日記帳 (Day Book) と元帳 (Ledger)、および当座帳 (Waste Book)、仕訳帳 (Journal) をごく簡単な解説と帳簿ひな形とを示したごく平凡な「簿記テキスト」であると評価している。18世紀のイギリスの簿記書であることを考慮しても、きわめて低い水準とされる⁶¹。このような評価は、Huttonの簿記書が著者によるオリジナルな説明や解説でないことに起因する。鈴木 [1986] によると、Huttonの簿記書 (旧版) はMairの簿記書 (*Book-keeping Methodiz'd*) の貸借分類の6原則を祖述しているとされる。また、その後J. Trotterにより改訂された版については、Cronhelmの簿記書 (*Double Entry by Single*) の均衡の原理を祖述していることが指摘されている⁶²。

以上のように、イギリス簿記書史の観点において、Huttonの簿記書は先に出版された簿記書を祖述し解説したものであったため、その内容としての評価は低い。しかしながら、わかりやすい解説であり、教材として用いやすかったこと、時代として教育熱が高まっていたことなどから、長く版を重ね、広く読まれた簿記書であったといえる。このことは、簿記教育という観点からみれば、簿記の知識の普及に貢献したと評価ができるものであったと考えられる。

3 Huttonの簿記書と「尋常簿記法」および『日用簿記法』との比較考察

本章では、原著であるHuttonの簿記書と「尋常簿記法」および『日用簿記法』の比較考察を行う。特に、省略箇所、加筆箇所、変更箇所を取り上げ、それぞれを分析することで、邦訳上の意図を検討したいと考えている。

3.1 省略箇所

まず、省略箇所等を明らかにするために、Huttonの簿記書の目次と、『日用簿記法』の目次から比較を行う。両目次は以下の通りである。

Huttonの簿記書の目次

Book-keeping by Single Entry	Cash-Book
General Rule respecting Dr. and Cr.	Petty Cash-Book
Mercantile Transactions	Remarks on the Cash-Book
Directions to Form the Cash and Day Books from the Transactions	Rules for Journalizing the Cash-Book Remarks on Bills of Exchange
Cash-Book	Forms of Bills of Exchange
Petty Cash-Book	Rules for Journalizing the Bill-Book
The Day-Book	Bill-Book
Ready Money Sales-Book	The Day Book
Directions to Open the Accounts in the Ledger	Rules for Journalizing the Day-Book
To Transfer Accounts to New Pages	Of the Sales-Book
To Point the Cash and Day Books into the Ledger	Of the Invoice-Book Sales-Book
To Take a General Balance	Invoice-Book
Index to the Ledger	Remarks on the Journal
Single Entry Ledger	The Journal
Inventory	Remarks on Posting the Ledger
State of Affairs of James Hardie	Index to the Ledger
General Remarks	Ledger
Proof of Single Entry Ledger	The Estate of James Brown
The Warehouse-Book	Trial-Balance
Book-Keeping by Double Entry, adapted to Modern Practice	Inventory
Tabular View of the Classification of Accounts in the Ledger	Remarks on Balancing the Ledger Proof of Book-keeping Of Errors and the Method of Correcting them

(出所 : Hutton [No Date] p.8)

注 : Huttonの簿記書の目次に関して、『日用簿記法』で省略されている個所をわかりやすくするために、文字の色を薄い色で表示している。

『日用簿記法』の目次

卷之上	卷之下
第一 総論	第十一 複記法
第二 単記法	第十二 諸勘定表並其説解
第三 貸借ニ係ル一般ノ規則	第十三 雑費扣帳
第四 金銀出納帳及ヒ日記帳記入ノ事	第十四 金銀出納帳ノ備考
第五 元帳中諸勘定開載ノ事	第十五 金銀出納帳ヨリ月締帳へ転記ノ規則
第六 諸勘定ヲ新葉へ送ル事	第十六 為替手形記入帳ヨリ月締帳へ転記ノ規則
第七 金銀出納帳及日記帳ヨリ元帳へ 登記ノ事	第十七 日記帳ヨリ月締張へ転記ノ規則
第八 総勘定差引ノ事	第十八 売上書扣帳
第九 単記元帳試験法	第十九 荷物送状扣帳
第十 取引抜書	第二十 月締帳ノ備考
	第二十一 元帳登記ノ備考
	第二十二 元帳総勘定差引ノ備考
	第二十三 簿記試験法
	第二十四 誤謬並其改正法
	第二十五 諸帳ノ総論
	第二十六 取引抜書

(出所 : 宇佐川訳 [1878] 卷之上、目次)

『日用簿記法』に、「英人^{チャーレス・ハットン}査列斯発動氏著「プラクティカル、アリスソテイク、エンド、ブックキーピング」(日用算法及簿記法ノ義)ト題セル書中ヨリ抄訳スルモノナリ⁶³」とある通り、『日用簿記法』はHuttonの簿記書の抄訳である。「抄訳」であるため、「尋常簿記法」および『日用簿記法』は全訳ではなく、省略されている項目がある。このため、

上記の目次を比較すると、全ての項目が一致しているわけではない。特に、Huttonの簿記書では各帳簿の記帳例示がそれぞれの帳簿名で目次に連ねられているが、これらの項目は『日用簿記法』では省略されていることがわかる。ただし、単式簿記の“Inventory”や“General Remarks”という項目に関してはその説明の一部が、“To Take a General Balance”と共に「第八 総勘定差引ノ事」という項目にまとめられている点は注意されたい。

このような省略箇所を踏まえたうえで、両書の目次を比較すると、教示内容に関して、その配列がほぼ同じであることは確認できる。唯一、配列箇所が変更されているのは、記帳例示の資料となる取引抜書（Mercantile Transactions）の配置である。これは、なじみのない西洋簿記について、帳簿の種類や記帳方法を先に学習した後に、例題形式で問題演習を行うための工夫ではなかろうか。また、西川〔1971〕によると、『日用簿記法』の他、記帳例示等を記した別冊「日用簿記雛形」があったとされる。このような別冊は、現存するのは師範学校で使われたもの1冊とのことである⁶⁴。同様の別冊が銀行学伝習所等でも併用して用いられていたと考えるのであれば、やはり最初取引抜書を記すよりも最後の頁に記す方が教科書として読みやすかったのではないかと考えられる。

3.2 加筆箇所

次に、加筆箇所について考察を試みたい。目次から分かることは、『日用簿記法』の目次には原著にはない「第一 総論」という見出しがある。しかし、これは原著では目次に項目として掲げられていないだけで、単式簿記の説明の前に“Book-keeping”という見出しの下、簿記には単式簿記と複式簿記があることが説明されている。これは、原著が数学書と簿記書とが合併したつくりになっており、簿記書の最初として説明が記されているため、特段、目次には記されなかった項目と考えられる。したがって、当該目次の項目は、加筆箇所ではないといえる。

教示内容に関しては、「尋常簿記法」および『日用簿記法』いずれにおいても、同様に2文字下げて「譯者曰」という書き出しで、説明を加筆している箇所が2箇所みられる。まず、一つ目は、「第四 金銀出納帳及ヒ日記帳記入ノ事⁶⁵」という見出しの説明の後に付け加えられている、宇佐川による加筆箇所である。

「譯者曰現金賣買ノ代價總計ハ内ノ金額桁面ニ記入スルノミニテ外ノ金額桁面ヘ送ルヲ要セス何トナレハ此總計ハ元帳ヘ登記セサレハナリ⁶⁶」

加筆箇所以前には、現金の出納を伴う取引は金銀出納帳 (Cash Book) に記録し、その他の取引は日記帳 (Day Book) に記録することが説明されている。ただし、現金の出納を伴う取引に関して、金額が大きい取引に限り、日記帳にも記録を行う旨の説明がある⁶⁷。原著でもこの項目内では説明されていないが、記帳例示を確認すると、金銀出納帳から日記帳に転記された取引を日記帳から元帳に転記すること (二重転記) を防ぐべく、その取引金額は日記帳の右端に用意された金額欄には記録されていないことがわかる⁶⁸。当該簿記書では日記帳と金銀出納帳の2冊を原初記入簿として用い、両帳簿からそれぞれ元帳に転記することは、先の「第二 単式簿記」で説明されている⁶⁹。このような帳簿組織をとる場合、当該説明は、二重転記を防ぐには不可欠な説明である。西洋簿記の記帳慣習をもたない日本人にとって、記帳例示も掲載されていない教科書からでは得られ難い知識であるため、宇佐川が説明を加えたのだろう。

二つ目は、「第九 単記元帳試験法」という見出しの説明の後に付け加えられている、訳者による加筆箇所である。

「譯者曰此元帳中資本勘定ノ貸方ニ出ツル處ノ利益ハ總益ニシテ純益ニアラス若シ純益ヲ認メント欲セハ此勘定ノ借方ニ於ケル身代限損失、私用、雜費、等ノ轉記ヲ廢シ獨り差引表ヨリ資本正味高ヲノミ轉記シ此額ヨリ貸方ニ於ケル商業元金ヲ差引クヘシ左スレハ即チ純益ヲ得ヘシ然レトモコハ簡略ノ方法ナリ其ノ完全ヲ得ント欲セハ須ラク複記法ヲ参考ス可シ⁷⁰」

ここでは、日記帳や金銀出納帳が正しく元帳へ転記されているかを確認する方法が説明されており、「譯者曰…」として書き加えられているような利益計算に関する説明は本文中ではなされていない。利益計算として、「総益 (the gross gain)」や「純益 (the net gain)」を求める計算については、“General Remarks”において説明されている。この記述の一部は、“Inventory”や“To Take a General Balance”と共に「第八 総勘定差引ノ事」という項目に抄訳されている。しかし、当該利益計算の説明は省略されているため、元帳の雛形が別冊等で用意されていたとしても、そこに挙げられている利益が総益であることは、当該邦訳書のみでは伝わりえない。このため、詳しくは複式簿記の説明をみるよう促しつつも、元帳の記録を検証する当該項目において、一言説明すべきと判断したものと考えられる。また、原著では計算過程を示し詳細な説明がなされているが、あえて簡略な言及のみに留めたのは、当該簿記書の目的が商人に帳簿技術を伝授するというのではなく、あくまでも西洋簿記の仕組みの伝授であったからだろうか。

3.3 変更箇所

原著からの変更が加えられているのは「第十二 諸勘定表並其解説」および“Tabular View of the Classification of Accounts in the ledger”の勘定分類の図であり、以下に表す通りである。

【Huttonの簿記書】

II. Whole Property.	Branches.	Ramifications.
Stock.	{ 1. Profit. 2. Loss. 3. Private Account.	{ 1. Commission 2. Interest, &c.

(出所：Hutton [No Date] p. 201)

【日用簿記法】

第二 全資産	枝	葉
資本	第一 利益 第二 損失	第一 私用勘定 第二 手数料其外 第三 利息

(出所：宇佐川 [1878] 卷之下、4頁)

この分類から分かるように、資本の内訳として、まず原著では利益 (Profit)、損失 (Loss)、私用勘定 (Private Account) と分けている。これに対して、「尋常簿記法」および『日用簿記法』では私用勘定をさらに下位の位置付けへと変更を加えていることがわかる。私用勘定そのものは「資本勘定ノ連枝⁷⁾」であると説明されていることから、これは図の作成上の誤りではないかと考えられる。一方で、「尋常簿記法」および『日用簿記法』両方において同様の図が作成されているため、解釈に変更を加える意図があったとも考えられなくはない。しかし、「尋常簿記法」および『日用簿記法』において、この項目以外も含め私用勘定の説明の変更はみられないため、原著通りの位置付けとして捉えられているとみるべきであろう。したがって、原著に忠実な抄訳であり作図上の誤りによるものと結論付けられる。

4 「尋常簿記法」および『日用簿記法』の果たした役割

本章では、「尋常簿記法」および『日用簿記法』のわが国における簿記書として果たし

た役割の考察するために、同時期の簿記書との比較考察を試みる。特に、同じ銀行学伝習所で用いられていた『銀行簿記精法』と比較考察することで、『日用簿記法』が『銀行簿記精法』を補う意図をもって作成された教科書であるのかどうか検討したいと考えている。その後、「尋常簿記法」および『日用簿記法』、そして『帳合之法』など明治初期を代表する簿記書と比較することで、『日用簿記法』の邦訳の工夫を見出していきたい。

4.1 「尋常簿記法」および『日用簿記法』と『銀行簿記精法』との関係

「尋常簿記法」および『日用簿記法』の邦訳と『銀行簿記精法』の編集に携わった者が同じ人物であることから、当然、共通点がみられるはずである。また、銀行学伝習所では、「銀行簿記記入」を学ぶ前に「尋常簿記」を学ぶというカリキュラムになっていたことから、応用簿記である『銀行簿記精法』に基づき実施されていた当時の銀行簿記を補完する目的で「尋常簿記」により商業簿記を教えていたものと考えられる。このため、本節では、『銀行簿記精法』との共通点、そして相違点について考察を試みることにする。

まず、共通点についてであるが、帳簿組織を挙げることができるだろう。『銀行簿記精法』では、日記帳と日締帳、そして総勘定元帳の3帳簿が主要簿として用いられていた。日記帳は現金取引が、日締帳には非現金取引が記録され、これらから元帳にそれぞれの記録が転記されるという方式がとられている⁷²。同様に、「尋常簿記法」および『日用簿記法』の単式簿記では、原著のHuttonの簿記書に従い、金銀出納帳 (Cash Book) と日記帳 (Day Book)、そして元帳 (Ledger) の3帳簿が主要簿として用いられている⁷³。このうち、現金取引は金銀出納帳に、非現金取引は日記帳に、そして両帳簿から元帳へと転記されている。したがって、現金取引と非現金取引とを2つに分けて記録すること、そして両帳簿から元帳へと転記が行われるという点において共通することが指摘できる。

ただし、「尋常簿記法」および『日用簿記法』の複式簿記の説明においては、金銀出納帳、為替手形記入帳 (Bill Book)、日記帳に各取引を記録し、これらの取引を1ヶ月ごとにまとめて月締帳 (Journal) に移記し、その後に元帳に転記することが説明されている⁷⁴。つまり、単式簿記とは異なり、日記帳や金銀出納帳も主要簿ではなく一補助簿に位置付けられている。このような帳簿組織と先に挙げた『銀行簿記精法』の帳簿組織については全く異なるものといえる。

この他、『日用簿記法』の「例言」に「一「ケツシユ」ヲ金銀ト譯シ「バンダ、ドラフト」ヲ銀行手形ト譯スルカ如キハ皆ナ銀行簿記精法ノ譯例ニ從ヒ敢テ私ニ譯字ヲ下サス⁷⁵」

とある。このことから、訳語は『銀行簿記精法』に倣っていたと考えられる。少なくとも、当該簿記書の邦訳にあたり、宇佐川が『銀行簿記精法』との整合性を考慮していたことが伺える。これは、宇佐川が『銀行簿記精法』の削補・校正を担当していたこと、また銀行学伝習所等が銀行業務の伝習を前提とした学習機関であり、その出発点である銀行学局が大蔵省紙幣寮銀行課内に設置されたことから当然のことと考えられる。

しかし、帳簿名等に関して、先ほどの考察でも比較してきたように、『銀行簿記精法』では現金取引を扱う帳簿を「日記帳」を名づけていることに対し、『日用簿記法』では非現金取引を扱う帳簿を「日記帳」と名付けている。日本人にとって馴染みのない西洋式の帳簿であるからこそ、このような同名で異なる取引が記される帳簿の説明は、理解し難いものではなかっただろうか。しかし、『帳合之法』など他の簿記書では“Day Book”の訳語として「日記帳」を用いていたこと、『銀行簿記精法』で使用される「日記帳」は“Journal-Day Book”であることを考えると、このような訳語が使われたことは仕方のないこと、また銀行業と商業との違いが影響しているものと考えられる。

以上の考察から、『日用簿記法』および『銀行簿記精法』は同じ銀行学伝習所等の簿記の教科書として用いられていたものの、その共通点は少ないといわざるを得ない。また、『銀行簿記精法』では記帳例示が挙げられていたが、その例示の少なさから帳簿間の関係が読み取り難いという難点があった。この帳簿間の関係を読み解く一助として『日用簿記法』の教示内容に期待をしていたのだが、結果としては、帳簿組織の違いから『銀行簿記精法』を補完する簿記書とは言い難い。しかし、『日用簿記法』では勘定の仕組みが解説されていること、『銀行簿記精法』に比べ用いる帳簿が少ないため、西洋式の各帳簿の役割や帳簿間の関係の解説が簡潔であり、初学者の理解を助けるものであったとはいえるだろう。

4.2 「尋常簿記法」と『日用簿記法』の比較考察

「尋常簿記法」は『日用簿記法』の邦訳原稿であり、同時期に邦訳された他の書籍に比して刊行に至るまでかなりの時間を要している。このため、「尋常簿記法」と『日用簿記法』を比較することで、より分かりやすい簿記書とすべく宇佐川が邦訳上考えた工夫が見受けられるものと考えられる。すでに西川 [1982] では、「尋常簿記法」にはない序文や目次の他、取引抜書が『日用簿記法』には書き加えられていることが指摘されている。また、「尋常簿記法」ではアラビア数字用いられていたが、『尋常簿記法では』日本数字の

十進法に書き換えられていること、語句や用語の修正がみられると言及されている⁷⁶。

確かに、「例言」を取り上げても、「尋常簿記法」では、“To”や“By”、“Cash”といった英字表記にカタカナでルビが付されているが、『日用簿記法』ではカタカナ表記のみとなっている等、変更点が指摘できる。また、目次に合わせて、各項目に「第一、第二、…」といった番号が付されている。これに合わせて、「尋常簿記法」で「第一、第二、…」と見出しが付けられていた項目は「其一、其二、…」と変更されている。これらは印刷に当たって書式を統一し、銀行学伝習所等での授業を通して説明や用語の修正が加えられたと考えると当然ともいえる。

ただし、注目すべき変更点もみられる。『日用簿記法』の「例言」には「一書中観者ノ注目ヲ要スル文字ハ圈点ヲ加ヘ以テ之ヲ標ス⁷⁷」とある。これは「尋常簿記法」にはみられない内容である。本文をみると、文章や用語を強調する際に、『日用簿記法』では圈点(○)が付されており、一方の「尋常簿記法」ではかぎっこ(「」)が使われている。「尋常簿記法」および『日用簿記法』を含む、当時の簿記書では、文章の区切りの記号としてかぎっこの閉じる(」)が使われる。これと明確に区別するという点、また「例言」で事前に強調する用語に圈点を付す説明がなされている点で、『日用簿記法』はより学習者に対しての分かりやすさに努めているといえる。これらの強調された用語の多くは、原著でも強調されている用語である。しかし、「尋常簿記法」に比して『日用簿記法』のほうがより多くの言葉を強調している。これは、日本人の学習者の理解を見ながら、付け加えられていった結果であろうか。

この他、邦訳にあたり、取引抜書や本文中の「第九 単記元帳試験法」において用いられている金額を表す数字は、「尋常簿記法」および『日用簿記法』いずれも原著に倣っているもののその数字は原著と完全一致しているわけではない。これは、原著が12進法に基づく一方で、日本は10進法が導入されていたため、これに合致させるべく変更等が加えられたものと考えられる。このような数字の変更は、同時期の他の簿記書にもみられる邦訳上の工夫である。

また、数字の記数法について、「尋常簿記法」ではアラビア数字が使われていることに対し、『日用簿記法』ではゼロを用いた漢数字が使用されており、円と銭という貨幣単位を区別するための文字を排除している点が特徴といえる。これは、刊行にあたり、印刷の都合上アラビア数字から漢数字への変更等の必要があり、他の簿記書にあわせて変更を加えた可能性が考えられる。まず候補に挙げられる『銀行簿記精法』では、「正金

一万八千〇八十圓六十九銭⁷⁸」などのように、ゼロを用いた漢数字を使用し、位取りとしては十、百、千など、貨幣単位としては圓や銭といった文字を利用している。したがって、『銀行簿記精法』にあわせた変更ではないということになる。当時、流通していた教科書の中では、『帳合之法』が『日用簿記法』と近い記数法を採用しており、「一二三、四五〇、〇〇〇⁷⁹」というように、ゼロを用いた漢数字を使用し、位取りと貨幣単位は点(・)を使って表している。原著に合わせて西洋式の3桁毎の位取りは採用されていないものの、位取りや貨幣単位を表す文字を排除したこの記数法は福澤が苦心して考案した方法に模しているのではなかろうか。

注目すべきは、「尋常簿記法」および『日用簿記法』においても、数字が一致しない箇所が指摘できる点である。「第九 単記元帳試験法」では金銀出納帳等の合計金額の計算の合計計算が合わないところがみられる。『日用簿記法』では、これが修正されている。ただし、印刷時の組版における誤りとして、『日用簿記法』では資本商業元（資本金）「一〇〇〇、〇〇〇」を誤って「一〇〇、〇〇〇」と印刷されている⁸⁰。このように印刷物については、組版上の誤りも考えられるが、「尋常簿記法」は手書き原稿であることから、『日用簿記法』刊行までに計算の誤り等に気づき修正したものと指摘できる。

「尋常簿記法」		『日用簿記法』	
元帖借方総計	4456, ^円 677	元帳借方総計	四四五六、六七七
手許有金	7, ^円 711	手許有高	七、七一
手許有荷價直	988, ^円 426	手許有荷ノ價直	二八八、四二六
資本商業元	1000, ^円 000	資本商業元	一〇〇、〇〇〇
四口合計	5752, ^円 814	四口合計	五七五二、八一四
元帖貸方総計	4496, ^円 729	元帳貸方総計	四四九六、六五九
私用勘定	27, ^円 960	私用勘定	二九、九六〇
雑費勘定	16, ^円 788	雑費勘定	一六、七八八
三口合計	4543, ^円 477	三口合計	四五四三、四〇七

(出所：宇佐川訳 [未刊] 卷之上)

(出所：宇佐川訳 [1878] 卷之上、23-24頁)

注：いずれも本来は縦書きとなっているものを、横書きで表示している。

4.3 簿記書としての役割

以上で考察してきた通り、「尋常簿記法」は銀行学伝習所で用いられていたと考えられる簿記の教科書であり、『日用簿記法』の邦訳原稿であった。銀行学伝習所では、「尋常簿

記法」を学んだ後に『銀行簿記精法』に基づき銀行簿記を学ぶというカリキュラムが組まれている。つまり、初級簿記としての商業簿記を学んだ後に応用簿記としての銀行簿記を学ぶことで、銀行業務に必要な西洋式の簿記技術が教授されていたものと考えられる。さかのぼると、銀行学伝習所の前身である銀行学局ではまず「銀行簿記記入」を学び、その後洋書に基づき「簿記法」を学ぶという学習順序がとられていた。つまり、銀行学伝習所では、この学習順序が逆転し、先に商業簿記を学ぶという形に変更されていた。これは邦訳書が完成したことが一因であろうが、これにより、学習者にとっては初歩から順に学ぶという仕組みが確立されたということになる。

そして、この初歩として用いられた「尋常簿記法」には『銀行簿記法』を学ぶ前提としての知識を教授することを目的として用いられていたと考えられる。これは、「例言」に「一「ケツシュ」ヲ金銀ト譯シ「バング、ドラフト」ヲ銀行手形ト譯スルカ如キハ皆ナ銀行簿記精法ノ譯例ニ従ヒ敢テ私ニ譯字ヲ下サス⁸¹」と書かれていること、邦訳者が『銀行簿記精法』の削補・校正に携わっていたことから当然のように思われた。しかし、『銀行簿記精法』と「尋常簿記法」および『日用簿記法』を考察した結果、単式簿記については『銀行簿記精法』と帳簿組織が類似するものの、複式簿記については帳簿組織が異なることが分かった。このため、『銀行簿記精法』を補完する内容とは言い難い。

ただし、『銀行簿記精法』では39種の帳簿を用いるため、帳簿間の関係を理解することは困難であるのに対し、「尋常簿記法」および『日用簿記法』では日記帳、金銀出納帳、元帳、手形帳など帳簿の種類が限られており、帳簿間の関係を理解しやすくなっていたと考えられる。また、元帳の検証方法など『銀行簿記精法』では解説されていない内容まで簡潔に説明されている。このため、先に「尋常簿記法」を学習することで、日本固有の簿記慣習と異なる西洋簿記の全体像を学ぶには適した教科書となっていたものと考えられる。この西洋簿記の基礎を学習した後に、『銀行簿記精法』を学ぶことで、帳簿組織や帳簿の種類が異なっても、その種類が多岐にわたってもそれらの知識を理解する一助となったと考えられる。これには、「尋常簿記法」では記載がないものの、『日用簿記法』では掲載されている取引抜書により、記帳練習を行うことでより強固なものとなったのではなかろうか。

また、「尋常簿記法」および『日用簿記法』の邦訳方法に関して、『帳合之法』との共通点が指摘できる。両書ともに、本文とは区別し、「譯者曰」や「訳者注」として邦訳者の解説が付されている。また、数字の記入方法についても、『帳合之法』と同様に貨幣単位を区

別するために点（、）が付されていること、十、百、千といった位取りの文字を排除していること、そして〇を用いた漢数字が採用されていることも共通する。先行研究によってすでに『帳合之法』と『銀行簿記精法』とは互いに参照していたことが指摘されている⁸²。当然『銀行簿記精法』の校正に携わった字佐川も、『帳合之法』を参照していた可能性が考えられるだろう。『銀行簿記精法』と共に、銀行学伝習所で当時広く流通していたとされる『帳合之法』と共通する記数法等が使用されたことにより、学習者にとって西洋簿記に関する、また記帳法に関する統一の理解を形成するうえで重要な役割を果たした可能性が考えられる。

おわりに

「尋常簿記法」および『日用簿記法』は、『銀行簿記精法』と共に、国立銀行等の銀行員の養成等を目的とした学習機関で用いられた教科書である。したがって、『銀行簿記精法』における教授内容を補完する役割を果たしていた可能性が考えられると共に、当該簿記書も比較的多くの者が学習した簿記書であると考えられる。しかし、これまで当該簿記書の考察はあまり行われてきておらず、またその簿記書の果たした役割も明らかにされていない。このため、本稿では、当該簿記書の考察を行うことで、『銀行簿記精法』との関連を探究するとともに、わが国の簿記教育において果たした役割を考察することを目的としている。

まず、第1章では「尋常簿記法」および『日用簿記法』が出版された背景について考察した。この結果、「尋常簿記法」は銀行学伝習所で用いられていた簿記書であり、『銀行簿記精法』を学ぶ前にこれを学習するというカリキュラムがとられていたことが分かった。また、「尋常簿記法」は銀行学伝習所の前身である銀行学局において邦訳されたものであるが、すぐには刊行されず、これに目次等を付け、改めて『日用簿記法』という名称で刊行された。この『日用簿記法』は刊行物でありながらも、その刊行年が付されていないが、序文の日付が1878（明治11）年1月であることから、これ以降に出版されたことが明らかになった。また、当該簿記書は1875（明治8）年10月に訳書出版何が出されているものの、同時期に何が出された書籍よりも1年以上遅れて出版されている。これは、各省制度の変革やこれに伴う人事異動によることも分かった。

そして第2章では、原著であるHuttonの簿記書について考察を行った。この結果、Huttonの簿記書は、先に出版された簿記書を祖述し解説したものであり、教示内容に新

しい解説はみられないため、その内容としての評価は低い。しかし、わかりやすい解説であることから、初歩の教科書として、実用向きの教科書としては高く評価されていることが分かった。実際に多数の版が重ねられていることから、当時のイギリスで広く普及した簿記書の1冊である。このうち、「尋常簿記法」および『日用簿記法』の原著となった版については、国立公文書館に所蔵されている簿記書に「銀行学局」や「紙幣寮」などの蔵書印が捺されたものが存在する。当該押印のあるHuttonの簿記書はいずれもTrotterによる改訂版であり、出版年が印刷されていない版であったため、これを原著と特定し、本稿の考察に用いることにした。

第3章では、先の考察を踏まえ、「尋常簿記精法」および『日用簿記法』とその原著との比較考察を行うことで、邦訳の意図を明らかにしようと試みた。まず、「尋常簿記法」および『日用簿記法』は原著を「抄訳」していることから、記帳例示を中心に省略されている箇所がある。その一方で、できる限りわかりやすい訳に努めていたため、邦訳者である宇佐川により説明が書き加えられている箇所があることも明らかになった。特に、記帳例示を載せていない「尋常簿記法」および『日用簿記法』において、二重転記を防ぐために付け加えられた説明は、初学者にとって不可欠な説明であったと考えられる。

最後に第4章では、「尋常簿記法」および『日用簿記法』がわが国の簿記教育において果たした役割を考察した。まず、邦訳原稿である「尋常簿記法」と刊本である『日帳簿記法』を比較することで、学習者にわかりやすい教科書とするために、用語や金額の修正、目次や取引抜書の挿入、強調すべき用語の見直しが行われていたことが指摘できた。また、『銀行簿記精法』との比較考察からは、訳語など『銀行簿記精法』に倣っているものもあるが、同じ複式簿記においては帳簿組織が異なり、同簿記書を補完する簿記書とはいえないことが明らかになった。しかし、単式簿記においては『銀行簿記精法』と類似する帳簿組織がとられていることから、先に「尋常簿記法」および『日用簿記法』を学ぶことで西洋簿記を理解するうえでは一助となったと考えられる。また、邦訳や記数法について『帳合之法』との類似も見られることから、『銀行簿記精法』と『帳合之法』という当時わが国でひろく普及した簿記書をつなぐ役割を果たしたものと考えられる。

注

- 1 宇佐川訳 [1878] 卷之上「序」1丁表。
- 2 西川 [1982] 138頁。
- 3 この背景には、金融機関の近代化の第一着手として1869（明治2）年5～6月にかけて東京・

横浜・新潟・西京・大阪・神戸・大津・敦賀の8箇所に設立された為替会社の失敗が上げられる。為替会社の失敗の理由としては、法規則などの準備不足、官民混淆による過度の干渉、未だ日本では共同経営という株式会社形態に慣れていなかったこと等が挙げられている。このため、為替会社設立の翌年から、明治政府は新たに法制度や金融制度を整えるべく動き出すこととなった（第一銀行八十年史編纂室 [1957] 36-40、54-57頁）。

4 第一銀行八十年史編纂室 [1957] 57-68頁。

5 大内・土屋編 [1978] 56頁。

6 紙幣寮の官僚の長として1名が任命される。紙幣寮の指揮・統括する役割である（大内・土屋編 [1978] 56頁）。

7 1871（明治4）年2月に大蔵省に設けられた造幣寮に、同年6月に三井組の2人に対して「造幣寮御用相勤むべき」申し渡しがあり、新貨幣為替座御用となった。御用の内容は、新貨と地金銀との交換及び地金銀の廻送である。この「為替座」は、ほとんど江戸時代の金銀座と同視されていた（第一銀行八十年史編纂室 [1957] 80-81頁）。

8 第一銀行八十年史編纂室 [1957] 72-73、76-82頁。

9 1872（明治5）年11月1日付の井上薫・洪沢の書状によると、この時すでに第一国立銀行の設立準備ができていたとされる。つまり、株式の募集より1月前には、設立準備ができていたこととなる。また、第二、第三国立銀行の準備も進められていたとされる（土屋 [1969] 64-65頁）。

10 第一銀行八十年史編纂室 [1957] 83-91、135-136頁；長谷井編 [1926] 3-22頁。

ただし、第一国立銀行という名称が許されたのは、1872（明治5）年8月15日のことである（第一銀行八十年史編纂室 [1957] 159頁；長谷井編 [1926] 3頁）。

11 総監役は、「当銀行の緒役員等各調和して諸般の事務を整理し、以って銀行充分の成業を遂ることを要するため」1名置かれ、重役会議では議長役を務めることとされた。これは、実質上の頭取の役割に相当し、実際の頭取の月給が15円に対し、総監役の月給は300円であった。ただし、国立銀行条例や国立銀行成規では制定されていないため、紙幣頭芳川顕正からの承認を得て、当分の間の承認を得た職位であった。このため、小野組の破綻後、1875（明治8）年8月には廃止された（第一銀行八十年史編纂室 [1957] 120-123、132頁；長谷井編 [1926] 133-136頁）。

また、この総監役は株主の中から選出されることとなっていた。初代総監役となった洪沢も当然、第一国立銀行の株主であり、4万円（400株）を出資している。この額は、当該銀行の株主の中で12番目の出資額である（第一銀行八十年史編纂室 [1957] 96、120頁）。

12 第一銀行八十年史編纂室 [1957] 66、82、111-112頁；長谷井編 [1926] 131-136頁。

13 第一銀行八十年史編纂室 [1957] 76頁。

14 第一銀行八十年史編纂室 [1957] 154、174-177頁；長谷井編 [1926] 23-29頁。

15 第一銀行八十年史編纂室 [1957] 177-179頁。

1874（明治7）年4月22日より、第一国立銀行の大阪支店も本店に倣い『銀行簿記精法』に基づく方式が採用された（第一銀行八十年史編纂室 [1957] 179頁）。

16 明治財政史編纂会 [1905] 623頁。

17 土屋 [1969] 52-65頁。

Shandの月給は、初年度が450円、2・3年度が500円であり、当時のお雇い外国人の給料としてはBクラスであったとされる。それでも第一国立銀行の総監役である洪沢の月給300円に比べ高額であり、卿（大臣）の月給500円に相当する（土屋 [1969] 62-63頁）。

18 土屋 [1969] 72-74頁。

19 土屋 [1969] 75-81頁。

20 土屋 [1969] 90-91；明治財政史編纂会 [1905] 626-629頁。

第一銀行からは、帳面方の者3名が学員となったとされる（第一銀行八十年史編纂室 [1957] 180頁）。

21 明治財政史編纂会 [1905] 626-628頁。

土屋 [1969] では、「簿記精法記入」と「簿記法」はShandが担当したものと考えられている。この根拠としては、『龍門雑誌』に掲載されている佐々木勇之助（洪沢の次に第一銀行の頭取と

- なった人物)の記述に、銀行学局でShandが教鞭をとっていたと考えられる説明がある旨が挙げられている(土屋 [1969] 96、99-101頁)
- 22 明治財政史編纂会 [1905] 629-630頁。
- 23 明治財政史編纂会 [1905] 629頁。
- 24 第四銀行で実務経験を積んだ後、第三十三国立銀行の支配人を務める。留学後、渋沢と共著で『中外銀行説一斑』という小冊子を著した。これには、留学期間に見聞した米国の銀行事情が記されているとされる(第一国立銀行八十年史編纂室 [1957] 180-182頁)。
- 25 第一国立銀行八十年史編纂室 [1957] 180-182頁。
- 26 明治財政史編纂会 [1905] 647-650頁。
- 27 西川 [1968c] 69頁。
- 28 土屋 [1969] では、『銀行実験論』はShandの勧めにより邦訳されたものではないかと考えられている。これは出版年が比較的新しい書籍であったこと、著者であるA. Crumpがバンク・オブ・イングランドの前支配人であることからShandが推薦しそうであるとの見解からである。さらに、Shand講述による『銀行大意』の邦訳原稿が「銀行学大意」として第一則の学科に挙げられていると考えられている(土屋 [1969] 102-103頁)。
- 29 明治財政史編纂会 [1905] 650-653頁。
- 30 西川 [1971] 196頁；西川 [1982] 26、135頁。
- 31 西川 [1968b] 49頁。
- 32 西川 [1971] 196頁；西川 [1982] 26頁。
- 33 西川 [1982] 123-129頁。
- 34 西川 [1982] 133頁。
- 35 西川 [1982] 134頁。
- ただし、同時に邦訳書の出版伺書に名前が挙がっていた『銀行実験論』については序文が1876(明治9)年9月付で『日用簿記法』よりも1年以上先に出版されているようである(西川 [1982] 134頁)。
- 36 宇佐川訳 [1878] 卷之上、序、1丁表。
- 37 公文書館に所蔵されている23冊のHuttonの簿記書のうち「銀行学局」、「紙幣寮官籍」、「翻譯局」いずれの印も押されているものは9冊、「銀行学局」や「紙幣寮官籍」の印はないものの「翻譯局」の印が押されているものは10冊ある。
- 38 大内・土屋 [1978] 56-58頁。
- 39 西川 [1971] 188、193-202頁。
- 40 西川 [1968a] 26-27頁。
- 41 西川 [1968b] 48-49頁。
- 当該三輪氏との会談後にまとめられた、西川 [1982] 等では宇佐川の略歴として翻譯局には触れられていない。これは、史料上では翻譯局に宇佐川が在籍していた記録が見つからないためと考えられる。また、宇佐川が翻譯局に在籍していたとするのは、あくまで三輪氏の回顧談であるため、記憶の誤りの可能性も考えられる。
- 42 久野 [1979] 211-212頁、Yamey, *et al.* [1963] pp. 218-219等も参照されたい。
- 43 Yamey, *et al.* [1963] pp. 218-219.
- 44 Eldridge [1954] p. 48.
- 45 Peeleの簿記書が出版された当時のイギリスでは、商取引を通じて複式簿記に接する機会がもたらされ、イギリス商人の複式簿記の習得に対する気運が高まっていた。また、Peeleをはじめ、H. Oldcastleの簿記書(Profitable Treatyce, 1548)やJ. Ympynの簿記書(Maner and Fourme, 1553)などが出版された後には、イギリスにおいても簿記の解説書が次第に出版されるようになったとされる(中野 [1987] 52-52頁)。
- 46 久野 [1979] 13-14頁。
- 47 久野 [1979] 23-28頁。
- この他、帳簿締切を期間損益計算精度の下で定期決算の一環として組み込み、今日的な意味で

の「帳簿決算」が確立されたことを、簿記書中で明文化して説明していることも高く評価されている（中野 [1997] 37頁）。

48 イギリス簿記書において、仕訳帳アプローチはPeeleの簿記書にもみられる教示方法である。このため、Peeleの簿記書は、紙面の多くを仕訳帳への記入方法に割り、擬人法に基づき統一の仕訳指針としての規則を提示しているとされる。しかし、この仕訳規則をより多くの仕訳に対応できるようにすると、次第に規則自体が複雑かつ拡大されていった結果、仕訳規則を反復練習により暗誦・暗記させる学習方法がとられるようになった（中野 [1987] 53-58頁）。

49 中野 [1992] 70-75頁。

50 中野 [1992] 77-78頁。

51 久野 [1979] 23-24、28-29頁。

52 中野 [1992] 101-103頁。

53 久野 [1979] 33-34、110-112頁。

54 中野 [1992] 104-115頁。

55 Littleton [1988] p. 7（片野訳 [1978] 15頁）；鈴木 [1986] 142-143頁。

56 Littleton [1988] p. 7（片野訳 [1978] 13-16頁）。

57 See Eldridge [1954] p. 48; Yamey, *et al.* [1963] pp. 218-219.

58 久野 [1979] 212頁。

59 鈴木 [1986] 142-143頁。

60 Murray [1930] p. 327.

Murrayでは「単式簿記」に対する記述しかみられないが、本稿の補足資料に提示した通り、Huttonの簿記書は単式簿記・複式簿記、それぞれを解説した簿記書である。また、鈴木 [1986] によるとHuttonの簿記書（旧版）にも複式簿記の解説もみられるようである。そして、単式簿記に当てられた頁数は、簿記の説明の頁数の約3分の1とされる（鈴木 [1986] 145-149頁）。

61 久野 [1979] 212頁。

62 鈴木 [1986] 148、158、165-166頁。

63 宇佐川訳 [1878] 卷之上「序」1丁表。

64 西川 [1971] 140頁。

65 目次では「第四 金銀出納帳及ヒ日記帳記入ノ事」となっているが、本文中の見出しでは「第四 金銀出納帳記入ノ事」と記されている。

66 宇佐川訳 [1878] 卷之上、11頁。

67 Hutton [No Date] p. 153；宇佐川訳 [1878] 卷之上、10-11頁。

68 See Hutton [No Date] pp. 153-178.

69 Hutton [No Date] p. 142；宇佐川訳 [1878] 卷之上、4頁。

70 宇佐川訳 [1878] 卷之上、24-25頁。

71 宇佐川訳 [1878] 卷之下、8頁。

なお、損益勘定については私用勘定同様に枝に位置することを「資本勘定ノ分枝」であると説明しており、その下位に位置する手数料利息等の諸勘定については「損益勘定ノ枝葉」というように、「枝」と「葉」と明確に区別した説明がみられる（宇佐川訳 [1878] 7-8頁）。

72 詳しくは津村 [2009]、同 [2010] を参照されたい。

73 Hutton [No Date] pp. 141-142；宇佐川訳 [1878] 卷之上、4頁。

74 Hutton [No Date] p. 200；宇佐川訳 [1878] 卷之下、3頁。

75 宇佐川訳 [1878] 卷之上「例言」

76 西川 [1982] 128-129頁。

77 宇佐川訳 [1878] 卷之上「例言」

78 Shand講述・大蔵省訳 [1874] 卷之二、29丁裏。

79 福澤訳 [1873] 卷之一「序」6頁。

80 宇佐川訳 [1878] 卷之上、23-24頁。

81 宇佐川訳 [1878] 卷之上「例言」

82 例えば、西川 [1982]、津村 [2010] などを参照されたい。

参考文献

- Brown, R. [1968] *A History of Accounting and Accountants*, London.
- Eldrige, H. J. [1954] *The Evolution of the Science of Book-keeping*, 2nd ed., London.
- Hutton, C. [1788] *A Complete Treatise on Practical Arithmetic and Book-keeping, Single and Double Entry, Adapted to the Use of Schools*, 8th Edition, London.
- [1852] *A Complete Treatise on Practical Arithmetic and Book-keeping*, Edited by Alexander Ingram, A New Edition, with Many Important Improvements and Additions by James Trotter, Edinburgh.
- [No Date] *A Complete Treatise on Practical Arithmetic and Book-keeping*, Edited by Alexander Ingram, A New Edition, with Many Important Improvements and Additions; Including New Sets of Books Both by Single and Double Entry, Exemplifying the Modern Practice of Book-keeping, by James Trotter, Edinburgh.
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales. Library [1975] *Historical accounting literature : A Catalogue of the Collection of Early Works on Book-keeping and Accounting in the Library of the Institute of Chartered Accountants in England and Wales, together with a Bibliography of Literature on the Subject Published before 1750 and not in the Institute Library*, London.
- Jackson, J. G. C. [1956] “The History of Methods of Exposition of Double-entry Book-keeping in England,” in Littleton and Yamey (eds.) [1956] pp. 289-312.
- Littleton, A. C. [1988] *Accounting Evolution to 1900*, New York (片野一郎訳 [1978] 『リトルトン 会計発達史 (増補版)』 同文館出版。).
- Murray, D. [1930] *Chapters in the History of Bookkeeping Accountancy and Commercial Arithmetic*, Glasgow, (reprint edition 1978 by Arno Press Inc.).
- Shand, A. A. 講述・大蔵省訳 [1874] 『銀行簿記精法』 (雄松堂による復刻版を使用)。
- The Herwood Library of Accountancy [1980] *The Herwood Library of Accountancy: A Catalogue of Books Printed Between 1494 and 1900 in the Herwood Library of Accountancy*, New York.
- Yamey, B. S., Edey, H. C., and Thomson, H. W. [1963] *Accounting in England and Scotland: 1543-1800, Double Entry in Exposition and Practice*, London.
- 天川潤次郎 [1966] 『デフォー研究 資本主義経済思想の一元流』 未来社。
- ・寺本益英 [2004] 『西洋社会の史的成立過程 社会経済史講義』 学文社。
- 宇佐川秀次郎 [未刊] 「尋常簿記法 完」 (雄松堂書店による復刻版 (1981) を使用)。
- [1878] 『日用簿記法』 (雄松堂書店による復刻版 (1981) を使用)
- 大河内暁男 [1968] 「イギリスの産業革命」 大塚久雄編 [1968] 『経済学全集11 西洋経済史』 第4章、128-169頁。
- 大蔵省記録局編 [不明] 『大蔵省沿革史』 (大内兵衛・土屋喬雄による復刻版、『明治前期 財政経済史資料集成』 第三巻、原書房、1978年を使用)。
- 北 政己 [1974] 「産業革命期スコットランドの教育組織に関する一考察」 『創価経済論集』、第4巻 第1号、49-79頁。
- 小島夫佐男 [1861] 『英国簿記発達史』 森山書店。
- 小林儀秀訳 [1875] 『馬耳蘇氏記簿法』 第一・二巻、文部省。
- 訳 [1876] 『馬耳蘇氏複式記簿法』 上・中・下巻、文部省。
- 鈴木 嘉 [1986] 「チャールズ・ハットンによる複式簿記—西洋式会計の一元流について—」 『商学論集』 (福島)、第55巻第2号、139-169頁。
- 土屋喬雄 [1966] 『シャンド：わが国銀行史上の教師』 東洋経済新報社。
- [1969] 『お雇い外国人 8—金融・財政』 鹿島出版会。

- 津村怜花 [2009] 「『銀行簿記精法』(1873)に関する一考察」『六甲台論集—経営学編—』(神戸大学)、第56巻第1号、33-50頁。
- [2010] 「明治初期における西洋簿記導入過程の研究」神戸大学大学院経営学研究科 博士論文。
- 中野常男 [1976] 「16世紀英国会計事情の一側面」『国民経済雑誌』(神戸大学)、第134巻第3号、71-90頁。
- [1977] 「17-18世紀英国会計事情の一考察」『国民経済雑誌』(神戸大学)、第135巻第1号、70-90頁。
- [1987] 「クロンヘルムの簿記論(1818)の基本構造：簿記教授法の変遷と資本主義理論の形成」『国民経済雑誌』(神戸大学)、第156巻第2号、51-78頁。
- [1992] 『会計理論生成史』中央経済社。
- [1997] 「エイサイクロペディア・ブリタニカ(1771)とメリアの「簿記論」—18世紀スコットランド啓蒙と実学教育—」『国民経済雑誌』(神戸大学)、第175巻第4号、29-44頁。
- 西川孝治郎 [1942] 「日用簿記法に就いて」『會計』第51巻第5号、82-88頁。
- [1954] 「『尋常簿記法』と英系簿記」『企業会計』第6巻第5号、972-973頁。
- [1968a] 「簿記史談 銀行学局における簿記教育(1)」『産業経理』、第28巻第7号、26-27頁。
- [1968b] 「簿記史談 銀行学局における簿記教育(2)」『産業経理』、第28巻第9号、48-49頁。
- [1968c] 「簿記史談 銀行学局の簿記教育とその影響(3)」『産業経理』、第28巻第10号、68-69頁。
- [1968d] 「簿記史談 銀行学局の簿記教育とその影響(4)」『産業経理』、第28巻第7号、38-39頁。
- [1971] 『日本簿記史談』同文館出版。
- [1982] 『文献解題 日本簿記学生生成史』雄松堂書店。
- 久野秀男 [1976] 「『英米式決算法』の史的考察」『企業会計』、第28巻第10号、47-51頁。
- [1979a] 『英米(加)古典簿記書の発展史的研究』学習院。
- [1979b] 「英米古典簿記書研究拾遺」『学習院大学経済論集』、第16巻第1号、81-121頁。
- [1980a] 「英米古典簿記書研究拾遺(承前)」『学習院大学経済論集』、第16巻第3号、41-67頁。
- [1980b] 「英米古典簿記書研究拾遺(承前・完)」『学習院大学経済論集』、第17巻第2号、77-112頁。
- [1981] 「米国古典簿記書の研究」『学習院大学経済論集』、第18巻第1号、53-124頁。
- [1991] 「Balance Sheetとは何だったのか」『学習院大学経済論集』、第28巻第2号、37-59頁。
- [1992] 『学習院大学研究叢書 25 会計制度史比較研究』学習院大学。
- [1993a] 「『残高勘定』とは何だったのか」『学習院大学経済論集』、第30巻第2号、239-254頁。
- [1993b] 「『複式』とは何か：『仕訳(日記)帳』の思考様式」『学習院大学経済論集』、第30巻第3号、299-315頁。
- 福澤諭吉 [1873/1874] 『帳合之法』巻之一～四、慶應義塾出版局。
- 松本 純 [1999] 「イギリス経済の衰退と教育制度」『商学研究論集』(明治大学)、第10号、73-85頁。
- 明治財政史編纂会 [1905] 『明治財政史』第13巻、丸善株式会社。
- 矢口孝次郎監修・荒井政治・天川潤次郎訳 [1957] 『W・コート イギリス近代経済史』ミネルヴァ書房。
- 山下壽文 [2012] 「Charles Huttonの『簿記書』初版をめぐる」『佐賀大学経済論集』第45巻第3号、1-20頁。
- 山之内靖 [1968] 「国民経済の構造改革」大塚久雄編 [1968] 『経済全集11 西洋経済史』第3章、85-127頁。

渡辺寛道 [1980] 「スコットランドにおける簿記の移入と職業会計士の誕生」『商学集志』、第50巻第2号、21-31頁。

(付記) 本稿は科学研究費補助金(研究活動スタート支援)：課題番号(22830105)による研究成果の一部である。

研 究 紀 要

第58・59合併号

平成25年 2月25日 印刷

平成25年 2月28日 発行

編集発行 高 松 大 学
高 松 短 期 大 学
〒761-0194 高松市春日町960番地
TEL (087) 841-3255
FAX (087) 841-3064

印 刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町1-8-10
TEL (087) 833-5811